

規約【第6条】の入会手続きに係る留意事項

1. 入会を希望する個人、法人（以下「団体等」という。）は、所定の入会申込書で規約第6条に基づき長野県ドッジボール協会会長に提出する。
2. 入会申込書受理後、長野県ドッジボール協会より50日以内に承認するか否かを通知する。
3. 市町村単位（区分）で入会手続きを行う団体等は、当該市町村に現住所または居住区がある者から会員を募集することができる。
4. 各種事業等については、下記のとおりとする。
 - ① 団体等の会員で構成された選出メンバーのみ（実行委員会組織等）で企画・運営を行う場合は、特に制約等は設けない。
 - ②：参加者の募集に際し団体等が独自で行う場合は、制約等は設けない。
 - ③：長野県ドッジボール協会の名称ならびにJDBAの公式ルール・ロゴタイプ・各種教則類等を使用（引用）する事業を計画する場合は、事前に（常任理事会に諮る期間が必要となる為、原則50日前までに）長野県ドッジボール協会理事長に申請書を提出し承認を受ける。
 - ④：上記③の場合、後援、協力、共催、主催等、何れかの区分であるかも併せて申請する。
 - ⑤：④の申請に際し、長野県ドッジボール協会より企画書・事業予算書等の提示を要求された場合は、提出を行うものとする。
5. 団体等の所属会員以外で、長野県ドッジボール協会所属（登録）の役員、また、JDBA公認審判員及びJDBA公認指導者等（他エリア会員含む）の支援を受ける場合は、予め長野県ドッジボール協会理事長に申請し、長野県ドッジボール協会内規に基づく謝礼、交通費を長野県ドッジボール協会事務局に納めなければならない。
6. 4. ①および②にて開催された各種事業で生じたトラブル等は、原則として 団体等側で全て対応するものとする。トラブル等の発生時における処理（処置）対応が、長野県ドッジボール協会に何らかの不利益を及ぼすものであった場合、以降の事業（活動）に関しては常任理事会にて事実確認・検討・協議・審査の上、制約等を設ける（指示する）場合がある。
7. その他、上記に無い事象が発生した場合は、長野県ドッジボール協会事務局と事前協議を行うものとする。

2014年 月 日

入 会 申 込 書

長野県ドッジボール協会
会長 小根山克雄様

私は、貴協会の規約に同意し、長野県ドッジボール協会に入会したいので申込みます。

フリガナ								
法人又は個人名								
フリガナ								
代表者氏名						印		
生年月日	年	月	日	年齢	歳	性別	男	女
フリガナ								
自宅住所	〒							
T E L				携帯電話				
F A X				Eメール (パソコン)				
協会記入欄	受理者			受理月日	月 日			

※ ①年号の記載は西暦を使用する。

②添付書類

個人にあつては、(ア)規約(規定、定款等含む)、(イ)役員名簿、(ウ)会員名簿を添付する。

(上記の(ア)～(ウ)については、変更が行われた毎に提出する。)

法人にあつては、(ア)会社の概要、(イ)経営理念を添付する。